

# 京都府中小企業節電対策緊急支援事業補助金 募 集 要 領

※ 申請受付期間 平成23年7月11日(月)～7月27日(水)

公益財団法人 京都産業21

## 1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて実施するもので、東日本大震災の影響により懸念されるピーク時の電力不足を回避するため、今夏、中小企業者等が取り組む節電対策に対し緊急事業として経費の一部を補助するものです。

## 2 対象事業者

本事業は、京都府内に事業所を有する中小企業者等が対象です。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する者。

### ■中小企業者等（法人及び個人）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
上記に準じるもので知事が特に補助の必要があると認める者		

(注1) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

(注3) 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
  
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第121号）に定める風俗営業を営む中小企業者

### 3 補助対象事業

本事業は、今夏、不足が懸念されている電力消費削減を目的としており、これに寄与する既存の設備更新や新たな取組を対象としています。

京都府内に所在する事業所において行う次の各号に掲げる事業となります。

#### (1) 業務用スペースに設置する設備や機器の更新で既存の電力消費量に対し節電効果が見込める事業

(具体例)

- ・現在設置している空調機器を撤去し、より省電力性能が高い機器に取り替える。

※新たに設備や機器を設置する場合は、補助対象となりません。

#### (2) 太陽光発電システムや燃料電池等の発電設備や蓄電池等を既存の事業所に新たに導入し、既存の電力消費量に対し節電効果が見込める事業

(具体例)

- ・系統電力を使わなくてすむよう、新たに太陽光発電システムを導入する。
- ・昼間の電力ピーク時対策として、新たに蓄電池等を設置する。

#### (3) 平日昼間のピーク時電力削減のため、勤務時間の変更等に伴う新たな取組で、補助対象者が主体となり直接経費を負担する事業で、節電効果が高いと認められる事業

(具体例)

平日のピーク時電力削減対策として勤務日を土日シフトするに当たって、申請者が主体となって企業内保育を実施する。

※従業員に直接給付する事業は対象となりません。

(参考)

※ 対象となる事業所は、京都府内に所在するものに限りです。

※ 1企業で、複数の事業を実施する場合や京都府内の複数の事業所で節電対策を実施する場合、上記に該当すればすべて対象となりますが、1企業当たりの補助上限額は100万円です。

(例) 事業所で省電力型の空調設備と照明設備を更新する場合はすべて対象となります。

※ 補助対象事業に関し、京都府の他の補助金等を受けている場合や受ける見込みがある場合は対象となりません。

#### 4 補助対象となる事業期間

平成23年7月1日以降に着手し8月31日までに完了する事業

※6月30日までに契約締結や発注をしているもの又はすでに設置されているものは対象となりません。また、8月31日までに設置や工事が完了できないものも対象となりません。

※補助金交付決定前に事業を着手する場合は事前着手届の提出が必要となります。

その場合でも、着工年月日（平成23年7月1日以降の日付）以前に支出された経費は、補助対象外となります。

#### 5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又は実施されたことを証明できるものに限りします。

経費の区分	内 容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
設備費	・ 補助対象事業の実施に必要な機械装置の購入、リース、レンタル、据付に要する経費 ・ 更新に伴う既存設備や機械装置の撤去や処分等に要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
ピーク時電力削減対策費	補助対象者が主体となって取り組むピーク時電力削減対策に要する経費（施設使用料、借上費、委託費、他事業実施に必要と認める経費）

※補助対象経費が、30万円を下回る場合は補助対象となりません。

※以下の経費は対象となりません。

公租公課（消費税、地方消費税など）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等

#### 6 補助金額・補助率

##### (1)補助限度額

100万円（1企業当りの上限額）

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

##### (2)補助率

補助対象経費の3分の1以内

## 7 応募手続

交付申請書等の様式は、(公財) 京都産業21、京都産業エコ推進機構のホームページからダウンロードできます。

(公財) 京都産業21                      <http://www.ki21.jp/>  
京都産業エコ推進機構                <http://www.kyoto-eco.jp/>

### (1) 申請書の提出先

事業所等の所在地	申請書の提出先
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	(公財) 京都産業21連携推進部 産学公連携グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 TEL075-315-9425
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 TEL0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市宇浜2020 TEL0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL0772-62-4304

### (2) 提出方法

**平成23年7月27日(水)**までに申請書提出先へ必ず持参してください。

郵送では受け付けません。

受付時間は、上記期間中の平日で次のとおりです。

午前9時～正午、午後1時～午後5時

### (3) 提出書類

- ・ ○印の書類の原本及びそのコピーを各一部提出してください。
- ・ 印が必要な申請書に押印があることを確認してください。
- ・ 申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

## ■申請書類一覧

書類名	法人	個人事業者
交付申請書（様式第1号）	○	○
事業計画書（様式第2号）	○	○
収支予算書（様式第3号）	○	○
企業概要書（様式第4号）	○	○
法人登記事項証明書 （申請日から3月以内に発行されたもの）	○	—
節電設備に係る電力削減効果見込み等計画書 （様式第5号）（メーカーカタログ等節電効果 を証明できる書類を添付のこと） <u>募集要領 3(1)の補助対象事業のみ</u>	○	○
対象設備に関する工事請負契約書又は見積書 の写し（金額の内訳がわかるもの）※	○	○
対象設備設置予定箇所の位置図 （所在がわかる図面）※	○	○
対象設備設置前の現況を確認できる写真※	○	○
対象設備の形状、規格等がわかるもの※	○	○
<b>府税</b> について滞納がないことの証明書 （申請日から3月以内に発行されたもの）	○	○
事前着手届（様式第6号） 交付決定前に事業着手される場合は、提出く ださい。	○	○

※「平日昼間のピーク時の電力削減対策事業」の場合は不要

\* 7月1日以降申請日までに設置し写真がない場合は、撤去及び納品を証明するものを添付してください。（業者からの撤去証明、家電リサイクル券、納品書等のコピー等）

\* 府税について滞納がないことの証明は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

## 8 補助金交付の決定

申請内容を審査の上、補助金交付の決定を行い、申請者あて通知します。

(1) 補助金は予算の範囲内で交付するため、交付申請額どおりとならない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 補助金の支払いは精算払いです。

## 9 問合せ先

「申請書提出先」又は「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」までお問い合わせください。

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 産業育成機構担当

TEL 075-414-4849 FAX 075-414-4842